

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第492号）

〔府庁周辺における喫煙所整備に関する文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年3月30日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年4月1日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（請求内容）

平成27年度の府庁周辺における喫煙所整備に関する文書（7月6日の企画厚生課、庁舎管理課、議会総務課との打ち合わせに係る文書に限らず、健康医療総務課や健康づくり課で保有しているもの）

- 2 令和3年4月15日付けで、実施機関は、「平成27年度の府庁周辺における喫煙所整備に関する文書（以下「本件行政文書」という。）は、存在しない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和3年5月19日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

公開しないこととした決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

実施機関は、公開請求に係る行政文書を管理していない理由を、「平成27年度の府庁周辺における喫煙所整備に関する文書は、存在しない。」としたが、不合理である。大阪府知事が令和3年3月12日付け庁第3054号で行った部分公開決定で公開された文書から分かることとして、平成27年7月6日に企画厚生課分室で行われた庁舎周辺の喫煙対策についての打ち合わせに健康医療部からは〇〇健康医療総務課長と〇〇健康づくり課長が出席した。また、公開された文書には、健康医療部や健康づくり課が作成した同日付けの文書も含まれる（甲第1号証 添付省略）。このことからすると、平成27年度の府庁周辺における喫煙所整備に関する文書は、実際に存在する。

条例解釈運用基準の54ページから55ページにかけて、『8 不存在による非公開決定通知書の作成要領は、次のとおりとする。（1）「公開請求に係る行政文書を管理していない理由」既

に保存期間を超過して廃棄手続済であるなど請求に係る行政文書を管理していない理由を具体的に記入する。』とされているが、請求に係る行政文書を管理していない具体的な理由は、何ら記載されていない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

下記理由により、当該書類が存在していないことから、本件処分を行ったものである。

当該書類は、健康医療部所管外の事務に関する資料であり、本件請求時点で既に存在していなかった。

なお、「大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）」の別表で定められた基準に従い、健康医療部が保存する「たばこ対策事業関係」の文書の保存期間は3年となっているところであり、審査請求人が指摘する平成27年7月6日付けの文書は、本件請求時点で3年以上経過しており、既に存在しないことを確認した。

3 結論

当該文書は存在しない。本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求に該当する行政文書は存在しないとして、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、以前実施機関より部分公開された行政文書の内容から、「平成27年7月6日に企画厚生課分室で行われた庁舎周辺の喫煙対策についての打ち合わせ」に健康医療総務課及び健康づくり課の職員が出席していたことが分かり、また、同日付けで健康医療部（健康づくり課）が作成した行政文書（甲第1号証）も併せて公開されていることから、本件行政文書が実際に存在する旨主張している。

実施機関に当時の経緯を確認したところ、庁舎周辺の喫煙所整備に関する事業は、総務部庁舎管理課の所管であり、審査請求人が主張する「打ち合わせ」については、健康医療総務課及び健康づくり課は、健康増進に関する知見を供するため、参考として、招集を受けた立場で参加していたと思われるとのことであった。

また、甲第1号証は、当該打合せに出席するに当たって健康づくり課が作成したものと思われ

るが、健康医療部では「たばこ対策事業」に関する行政文書の保存期間について、大阪府行政文書管理規則第17条により3年間と定めており、その期間を超過した行政文書は同規則第18条第2項に基づき廃棄されるから、本件請求時には、当該行政文書は既に廃棄済で保管していないものと考えられるとのことであった。そもそも、審査請求人は本件請求の対象範囲を健康医療総務課及び健康づくり課と限定しているところ、府庁周辺の喫煙所の設置に関する事業は健康医療部の所管ではないことから、健康医療総務課及び健康づくり課において、本件行政文書は保管していないとのことであった。

以上のことから、審査請求人から提出のあった甲第1号証は、本件請求のあった時点で、健康医療部では保管期限経過のため保管していない上、本件行政文書は健康医療部の所管外の事業に関するものであるから、健康医療総務課及び健康づくり課で保有しているものは無いという実施機関の主張に不自然な点はなく、文書不存在とした本件決定は妥当である。

なお、審査請求人はその他縷々主張するが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

(1) 条例第13条第2項及び第3項並びに大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第8条により、本件決定に係る通知書において、処分理由の提示を行うことが求められている。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものである。

かかる趣旨に照らせば、当該通知書に提示すべき理由としては、請求者において、公開請求に係る行政文書を管理していない理由を了知し得るものでなければならない。

当審査会において諮問書に添付された本件決定に係る不存在による非公開決定通知書を確認したところ、「公開請求に係る行政文書を管理していない理由」欄には、「平成27年度の府庁周辺における喫煙所整備に関する文書は、存在しない。」と記載されているのみである。

2で述べたとおり、府庁周辺における喫煙所整備に関する事業は健康医療部の所管ではない上、審査請求人から提出のあった甲第1号証、その他の本件行政文書については、仮に、平成27年7月6日時点で存在していたとしても、本件請求のあった時点では、既に保存期間満了により廃棄されていたと考えられるとのことであるから、実施機関が提示した理由は不十分であるといわざるを得ず、この点については、審査請求書における審査請求人の主張のとおりである。

(2) 実施機関が本件決定の理由を説明するに当たっては、審査請求人が主張する事実関係の有無等を踏まえ、本件請求に係る文書が廃棄されたために本件請求時に対象文書が存在しないのか、本件請求に係る文書が実施機関において作成されていないのか、又は審査請求人が主張する事実関係が存在しないのか等その理由を明らかにし、文書が存在しないことが不合理ではない旨、明示すべきであったといえる。

(3) 実施機関においては、公開請求に係る文書が存在しない場合は、不存在による非公開決定通知書において、なぜ当該文書が存在しないのか、その根拠を請求者が了知し得るように理

由を提示されたい。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮